

解説編

1 制度の創設

平成 19 年 1 月 11 日(日本時間 1 月 12 日)にパリにおいて署名が行われた日仏改正議定書で、自国において就労する相手国の者が日仏社会保障協定の規定に従って相手国の社会保障制度に対して支払う保険料について、就労地国において所得控除を相互に認める措置が導入された(日仏改正議定書 12(非居住者については同議定書 20))。

日仏改正議定書における措置に伴い、実特法において、我が国の居住者が条約相手国の社会保障制度に支払う保険料及び条約相手国の居住者等が我が国又は条約相手国の社会保障制度に支払う保険料について所得の金額から控除する制度が創設された^(注)(実特法 5 の 2)。

(注) 当該創設された実特法の規定により、今後、フランス共和国以外の他国との間の租税条約に同様の措置が導入された場合にも同様の取扱いとなる。

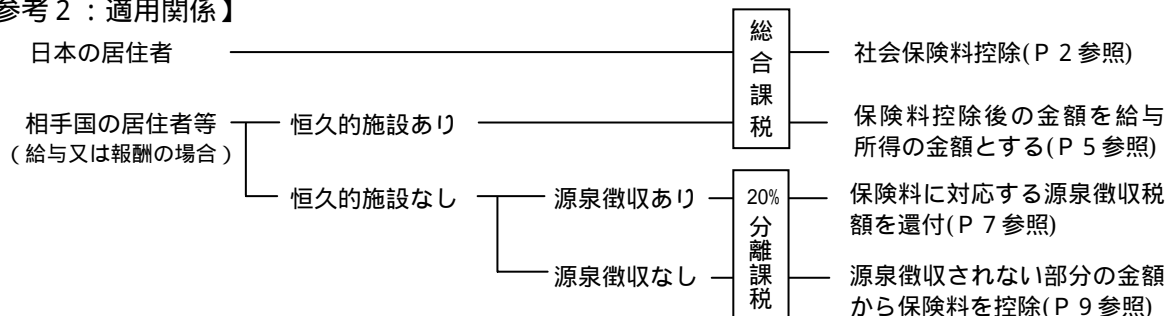
【参考 1：日本国に就労するフランス共和国の居住者等が支払う保険料に係る日本における課税の取扱い】

	日本の居住者である場合(2)	フランス共和国の居住者等である場合(2)
日本国の社会保障制度に保険料を支払う場合(1)	従前より社会保険料控除の対象(所法 74)	給与所得のうち、支払保険料相当分を非課税扱いとする(議定書 9 A)
フランス共和国の社会保障制度に保険料を支払う場合(1)	社会保険料控除の対象に追加(改正後の日仏租税条約 18)	

1 日仏社会保障協定により、日本国又はフランス共和国のいずれの社会保障制度に保険料を支払うかが決定される。なお、「社会保障制度」とは、日仏社会保障協定第 2 条により適用対象とされているものをいう。

2 所得税法及び日仏租税条約により、日本国又はフランス共和国のいずれの居住者となるかが決定される。

【参考 2：適用関係】



2 制度の概要

(1) 我が国の居住者が支払う条約相手国の保険料の控除

社会保険料控除

我が国の居住者が、支払った又は控除される条約相手国の社会保障制度(租税条約に規定する社会保障制度をいう。)に対する保険料(以下(1)において「保険料」という。)のうち、租税条約の規定により我が国の社会保障制度に対して支払われる強制保険料と同様の方法並びに類似の条件及び制限に従って取り扱うこととされているものについては、所法第74条第2項((社会保険料控除))に規定する社会保険料とみなして、同法^(注)の規定を適用することとされた(実特法5の2)。

(注) 所法第188条((給与等から控除される社会保険料等がある場合の徴収税額の計算))、第190条((年末調整))及び第196条((給与所得者の保険料控除申告書))を除く。

保険料の金額の上限

により控除する保険料については、次のAからDの金額の合計額にその年における保険料の金額の計算の基礎となった期間の月数を乗じて計算した金額を上限とされた(実特法5の2、実特令4の2、)。

【計算式】

$(\text{次の } A + B + C + D) \times \text{その年における保険料の金額の計算の基礎となった期間の月数}$	= 上限額
(注) 月数は暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときはこれを1月とする。	

A 厚年法第20条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額に保険料率(その年の12月の属する厚年法第81条第4項の表の上欄に掲げる月分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める率をいう。Bにおいて同じ。)を乗じて得た額の2分の1に相当する金額

【計算式】

最高等級の標準報酬月額(厚年法20)	保険料率(厚年法81)
62万円	(14.996%(19年)~18.3%(29年))
\times	$\times 1 / 2$
	= A

B 厚年法第24条の3第1項後段の規定により定められる標準賞与額の限度額に保険料率を乗じて得た額の2分の1に相当する金額に3を乗じてこれを12で除して計算した金額

【計算式】

標準賞与額の限度額(厚年法24の3)	保険料率(厚年法81)
150万円	(14.996%(19年)~18.3%(29年))
\times	$\times 1 / 2 \times 3 \div 12$
	= B

C 健保法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額に保険料率(健保法第160条第1項の規定により一般保険料率として決定される率のうち最も

高いものをいう。Dにおいて同じ。)を乗じて得た額の2分の1に相当する金額

【計算式】

最高等級の標準報酬月額(健保法 40)	保険料率(健保法 160 (注))				
121 万円	×	10%	×	1 / 2	= C
(注) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)による改正後の率					

D 健保法第 45 条第 1 項ただし書の規定により定められる標準賞与額の限度額に保険料率を乗じて得た額の2分の1に相当する金額を 12 で除して計算した金額

【計算式】

標準賞与額の限度額(健保法 45)	保険料率(健保法 160 (注))				
540 万円	×	10%	×	1 / 2 ÷ 12	= D
(注) 健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)による改正後の率					

手続等

の社会保険料控除の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の確定申告書に次のイからホまでの事項を記載した届出書(資料編 資料 7)並びにへ及びトの書類を添付することとされた(実特法 5 の 2 、実特令 4 の 2 、実特規 6 の 2)。

なお、の社会保険料控除の適用を受けようとする年分の確定申告書を提出しない者であっても、その適用を受けようとする場合には、次のイからホまでの事項に準ずる事項を記載した届出書並びにへ及びトの書類を、その年の翌年 3 月 15 日までに、その者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされた(実特規 6 の 2)。

イ 氏名、国籍、住所又は居所、国内において役務の提供を開始した日及び居住者となった日

ロ 租税条約の規定に基づき社会保険料控除を受けることができる事情の詳細

ハ 保険料の種類、金額及びその支払った又は控除される年月日並びに保険料の金額の計算の基礎となった所得の金額及びその期間

ニ 保険料の金額の計算の基礎となった所得の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

ホ その他参考となるべき事項

へ 保険料の金額を証する書類

ト 相手国の社会保障制度に係る権限ある機関のその居住者のその社会保障制度に係る法令の適用を受ける旨の証明書(以下「適用証明書」という。)

届出書の記載例

税務署受付印



保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書
~~保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書~~

〇〇 税務署長
 21年 3月 5日 提出

住(居)所 〇〇市△△町×-××-× 電話 番号 ××××-××××
 フリガナ ジェーン フランス
 氏名 Jean France 性別 男
 国籍 フランス共和国 生年 1963年 9月27日 月日

1 基本事項

国内において役務の提供を開始した日		平成 20年 1月 5日	
居	居住者	居住者となった日 平成 19年 12月 27日	
	非居住者	当初入国年月日	在留期間
住	居	在留資格	相手国の納税者番号
	住	相手国の納税地	
態	納税管理人	住(居)所 フリガナ 氏名	適用される租税条約の条項その他 (特定社会)保険料に関する詳細な 内容を記載する。

2 (特定社会)保険料に関する事項

相手国法人との雇用契約	日本での就労期間	課税の特例を受けることができる事情の詳細
(有) 無	平成 20. 1. 5 ~ 平成 21. 12. 25	日仏租税条約第18条2を適用。フランス 〇〇社から2年間の予定で日本へ派遣された。

(特定社会)保険料	種類	Assurance Vieillesse	(特定社会)保険料の支払(控除)金額	①	620,000円
	支払(控除)年月日	平成 20年 10月 15日	(特定社会)保険料の上限 (計算方法は、裏面を参照してください。)	②	1,912,395
(特定社会)保険料 の金額の計算の基 礎となった所得	種類	給与	特例の対象となる(特定社会)保険料の額 (①と②とのいずれか少ない方の金額)	③	620,000
	期間	平成 20. 1. 5 ~ 20. 12. 31	所得の金額	④	3,460,000円
	支払者	住所 氏名	④に対する源泉徴収税額		92,000
		8, Rue de SAS, Paris, France			
		〇〇 corporation			

支払が数回にわたる場合は別途、適宜の用紙に記載して添付する。

確定申告書第二表に転記する。
 「社会保険の種類」には、「届出書のとおり」と記載する。

(注) 記載例の各欄に記載されている内容又は金額は、実際のものとは異なる。以下同じ。

(2) 国内に恒久的施設を有する相手国居住者等が支払う特定社会保険料の控除

給与又は報酬に係る所得税の免除

国内に恒久的施設を有する相手国居住者等(租税条約の規定により当該条約の相手国の居住者又は法人とされるものをいう(実特法22)。以下同じ。)である非居住者が、その給与又は報酬(国内源泉所得に該当するものに限る。以下同じ。)から支払った又は控除される特定社会保険料(我が国の社会保険料及び条約相手国の社会保障制度に係る保険料のうち、その条約の規定によりこれらの金額につき一定の金額を限度として給与又は報酬に対し租税を課さないこととされるものをいう。以下(2)から(4)において「特定社会保険料」という。)がある場合には、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額及び特定社会保険料の金額を控除した残額を給与所得の金額とすることとされた。

また、その相手国居住者等が給与所得者の特定支出の控除の特例(所法57の2)の適用を受ける場合には、その年中の給与等の収入金額から給与所得控除額及びその年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額を控除した金額を給与所得の金額とすることとされた(実特法5の2)。

特定社会保険料の金額の上限

により控除する特定社会保険料の金額については、(1)で計算した金額を上限とされた(実特法5の2、実特令4の2)。

手続等

の所得税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の確定申告書に次のイからトまでの事項を記載した届出書(相手国の社会保障制度に係る特定社会保険料につき所得税の免除を受けようとする場合には、チ及びリの手続きの添付があるものに限る。)を添付することとされた(実特規6の2)。

なお、の所得税の免除を受けようとする年分の確定申告書を提出しない場合であっても、その適用を受けようとする場合には、次のイからトまでの事項に準ずる事項を記載した届出書(相手国の社会保障制度に係る特定社会保険料につき所得税の免除を受けようとする場合には、チ及びリの手続きの添付があるものに限る。)を、その年の翌年3月15日までに、その者の納税地の所轄税務署長に提出しなければならないこととされた(実特規6の2)。

イ 氏名、国籍、住所又は居所、国内において役務の提供を開始した日

ロ 給与又は報酬に係る相手国における納税地及び相手国において納税者番号を有する場合には、その納税者番号

ハ 特定社会保険料に係る給与又は報酬につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

ニ 特定社会保険料の種類、金額及びその支払った又は控除される年月日並びに特定社会保険料の金額の計算の基礎となった給与又は報酬の金額及びその期間

- ホ 給与又は報酬の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地
- ヘ 納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所又は居所
- ト その他参考となるべき事項
- チ 特定社会保険料の金額を証する書類
- リ 相手国の社会保障制度に係る権限ある機関の相手国居住者等の適用証明書

届出書の記載例

税務署受付印



保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書
~~保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書~~

〇〇 税務署長
 21年3月5日提出

住(居)所 〇〇市△△町x-x-x-x 電話番号 xxx-x-xxxx
 フリガナ マリー フランス 性別 女
 氏名 Mary France 生年 1970年7月6日
 国籍 フランス共和国 月日

1 基本事項

国内において役務の提供を開始した日		平成 20 年 1 月 5 日	
居住者 居住者 非居住者 居住者 納税管理人	居住者となった日	年 月 日	
	当初入国年月日	平成 19.12.27	在留期間 平成 19.12.25 ~ 20.12.24
	在留資格	企業内専任	相手国の納税者番号 xxxxxxxxxx
	相手国の納税地	1. Rue de 00. xxx Paris, France	
納税管理人	住(居)所 〇〇市△△町 xxx-x-x フリガナ エッセイ 一郎 氏名 国税 一郎	電話番号 xxx-x-xxxx	

2 (特定社会)保険料に関する事項

相手国法人との雇用契約	日本での就労期間	課税の特例を受けることができる事情の詳細
(有) 無	平成 20.1.5 ~ 平成 20.12.10	日仏租税条約議定書9Aを適用。 フランス00社から日本へ派遣された。

(特定社会)保険料	種類	Assurance Vieillesse	(特定社会)保険料の支払(控除)金額	① 370,000 円
	支払(控除)年月日	平成 20 年 12 月 15 日	(特定社会)保険料の上限 (計算方法は、裏面を参照してください。)	② 1,912,395
			特例の対象となる(特定社会)保険料の額 (①と②とのいずれか少ない方の金額)	③ 370,000
(特定社会)保険料の金額の計算の基礎となった所得	種類	給与	期間	平成 20.1.5 ~ 20.12.10
			住(居)所	
			所得の金額	④ 2,500,000 円
			④に対する源泉	500,000

給与等の収入金額から給与所得控除及び当該金額を控除した残額が給与所得の金額となる。
 また、給与所得者の特定支出の控除の特例(所法57の2)の適用を受ける場合には、給与等の収入金額から給与所得控除額及び特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超える部分の金額並びに特定社会保険料の金額を控除した金額が給与所得の金額となる。

(3) 国内に恒久的施設を有しない相手国居住者等が支払う特定社会保険料に係る所得税の還付(給与又は報酬につき源泉徴収を受ける場合)

給与又は報酬に係る所得税の還付

国内に恒久的施設を有しない相手国居住者等である非居住者が、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、その給与又は報酬につき源泉徴収の規定の適用を受けるときは、税務署長は、その相手国居住者等に対し、その給与又は報酬につき源泉徴収された所得税の額のうち特定社会保険料に対応する部分の金額に相当する金額を還付することとされた(実特法5の2)。

なお、特定社会保険料に対応する部分の金額とは、その年中に支払った又は控除される特定社会保険料の金額((2) 又は(4) の適用を受ける部分の金額を除く。)に20%を乗じて計算した金額とされた(実特令4の2)。

特定社会保険料の金額の上限

の特定社会保険料の金額については、(1) で計算した金額を上限とされた(実特法5の2 、実特令4の2 、)。

手続等

の所得税の還付を受けようとする場合には、次のイからチまでの事項を記載した還付請求書に、リからルまでの書類(我が国の社会保険料に係る特定社会保険料につき還付を受けようとする場合には、リの書類)を添付して、その年の翌年1月1日(同日前に特定社会保険料の総額が確定した場合には、その確定した日)以後に、納税地の所轄税務署長に提出することとされた(実特令4の2 、実特規6の2 、)。

イ 氏名、国籍、住所又は居所、国内において役務の提供を開始した日

ロ 給与又は報酬に係る相手国における納税地及び相手国において納税者番号を有する場合には、その納税者番号

ハ 特定社会保険料に係る給与又は報酬につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

ニ 特定社会保険料の種類、金額及びその支払った又は控除される年月日並びに特定社会保険料の金額の計算の基礎となった給与又は報酬の金額及びその期間

ホ 給与又は報酬の支払者の氏名及び住所若しくは居所又は名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地

ヘ 給与又は報酬につき源泉徴収された所得税の額及び還付を受けようとする金額

ト 納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所又は居所

チ その他参考となるべき事項

リ への所得税の額を明らかにする書類その他の資料

又 特定社会保険料の金額を証する書類

ル 相手国の社会保障制度に係る権限ある機関の相手国居住者等の適用証明書

還付請求書の記載例

税務署受付印



~~保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書~~
 保険料を支払った場合等の課税の特例の還付請求書

〇〇 税務署長
 2/年 3月 5日 提出

住(居)所 〇〇市△△町×-××-× 電話 番号 ××××-××××
 フリガナ マリー フランス 性別 女
 氏名 Mary France 生年 月日 1920年 7月 6日
 国籍 フランス共和国

1 基本事項

国内において役務の提供を開始した日		平成 20年 1月 5日	
居住形態	居住者	居住者となった日 年 月 日	
	非居住者	当初入国年月日	平成 19.12.27 在留期間 平成 19.12.25 ~ 20.12.24
		在留資格	企業内転勤 相手国の納税者番号 ××××××××××××××
	居住者	相手国の納税地	1. Rue de 〇〇 ×××× Paris, France
納税管理者	住(居)所 〇〇市△△町×××-×× フリガナ エクゼイ イチロウ 氏名 国税 一郎	電話番号 ××××-××××	

2 (特定社会)保険料に関する事項

相手国法人との雇用契約	日本での就労期間	課税の特例を受けることができる事情の詳細
有 ・ 無	平成 20.1.5 ~ 平成 20.12.10	日仏租税条約議定書9Aを適用。 77200社から日本へ派遣された。

(特定社会)保険料	種類	Assurance Vieillesse	(特定社会)保険料の支払(控除)金額	①	370,000 円		
	支払(控除)年月日	平成 20年 12月 15日	(特定社会)保険料の上限 (計算方法は、裏面を参照してください。)	②	1,912,395		
			特例の対象となる(特定社会)保険料の額 (①と②とのいずれか少ない方の金額)	③	370,000		
(特定社会)保険料の金額の計算の基礎となった所得	種類	給与	期間	平成 20. 1. 5 ~ 20. 12. 10	所得の金額	④	2,500,000 円
	支払者	住(居)所 又は所在地 氏名又は名称	8, Rue de △△, Paris, France 〇〇 corporation			④に対する源泉徴収税額	⑤

3 還付に関する事項 (実特法第5条の2第5項の規定による還付を受けようとする場合にのみ記入します。)

2③×20%	⑥	74,000	還付請求金額 (2⑤と⑥のいずれか少ない方の金額)	⑦	74,000 円
--------	---	--------	------------------------------	---	----------

還付される税金の受取場所	(口座に振込みを希望する場合)			(窓口受取りを希望する郵便局名)	
	××	銀行 金庫・組合 農協・漁協	××	本店・支所	郵便局
預金種類	普通	口座番号 記号番号	1234567		

還付請求書として提出する場合に記入する。

(4) 国内に恒久的施設を有しない相手国居住者等が支払う特定社会保険料の控除(給与又は報酬につき源泉徴収を受けない場合)

給与又は報酬に係る所得税の免除

国内に恒久的施設を有しない相手国居住者等である非居住者が、その給与又は報酬から特定社会保険料を支払った又は控除される場合において、その給与又は報酬につき源泉徴収の規定の適用を受けないときは、その年中に支払を受ける給与又は報酬の額のうち源泉徴収の規定の適用を受けない部分の金額から特定社会保険料の金額を控除した残額を基に所得税の額を計算して、給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告書^(注)を提出することとされた(実特法5の2)。

(注) 所法第172条第1項の規定による申告書。及びにおいて同じ。

特定社会保険料の金額の上限

の特定社会保険料の金額については、(1) で計算した金額を上限とされた(実特法5の2 、実特令4の2 、)。

手続等

の所得税の免除を受けようとする場合には、その適用を受けようとする年分の給与等につき源泉徴収を受けない場合の申告書に次のイからへまでの事項を記載した届出書を添付することとされた(相手国の社会保障制度に係る特定社会保険料につき所得税の免除を受けようとする場合には、ト及びチの書類の添付も必要とされた。)(実特規6の2)。

イ 氏名、国籍、住所又は居所、国内において役務の提供を開始した日

ロ 給与又は報酬に係る相手国における納税地及び相手国において納税者番号を有する場合には、その納税者番号

ハ 特定社会保険料に係る給与又は報酬につき租税条約の規定に基づき所得税の免除を受けることができる事情の詳細

ニ 特定社会保険料の種類、金額及びその支払った又は控除される年月日並びに特定社会保険料の金額の計算の基礎となった給与又は報酬の金額及びその期間

ホ 納税管理人の届出をしている場合には、その納税管理人の氏名及び住所又は居所

ヘ その他参考となるべき事項

ト 特定社会保険料の金額を証する書類

チ 相手国の社会保障制度に係る権限ある機関の相手国居住者等の適用証明書

申告書(所法第 172 条第 1 項に規定する申告書)の記載例

平成 年分所得税準確定申告書 (所得税法第172条第1項に規定する申告書)

1. 給与又は報酬の明細

源泉徴収の方法により納付済のものは記入しないでください。

所得の種類 (該当する所得を○で囲む)	給与所得・退職所得・人的役務の提供による所得	
支払者の氏名又は名称	支払者の住所	収入金額
○ OO corporation	8, Rue de saas, Paris.	2,500,000 円
課税所得金額合計		④ 2,130,000 (2,500,000)

2. 納める税金の計算

(課税所得)	(税率)	(申告納税額)
④ 2,130,000 円	$\times \frac{20}{100}$	426,000 円
(千円未満の端数は切り捨ててください。)		

申告書の「課税所得金額合計」欄には、収入金額の合計額を下段にかっこ書きし、上段に収入金額から特定社会保険料の金額を控除した後の額を記載する。

【参考 届出書の記載例】

税務署受付印



保険料を支払った場合等の課税の特例の届出書
~~保険料を支払った場合等の課税の特例の選付請求書~~

〇〇 税務署長 住(居)所 〇〇市△△町×-××-× 電話
 2/年 3月 5日 提出 フリガナ マリー フランス 番号 ××××-××××
 氏名 Mary France 性別 女
 国籍 フランス共和国 生年 1970年 7月 6日

2 (特定社会)保険料に関する事項

相手国法人との雇用契約	日本での就労期間	課税の特例を受けることができる事情の詳細...
① 有 ・ 無	平成 20. 1. 5 ~ 平成 20. 12. 10	日仏租税条約議定書9Aを適用。 フランスOO社から日本へ派遣された。

種類	Assurance Vieillesse	(特定社会)保険料の支払(控除)金額		
		①	370,000 円	
(特定社会)保険料	支払(控除)年月日 平成 20年 12月 15日	(特定社会)保険料の上限 (計算方法は、裏面を参照してください。)	② 1,912,395	
		特例の対象となる(特定社会)保険料の額 (①と②とのいずれか少ない方の金額)	③ 370,000	
(特定社会)保険料の金額の計算の基礎となった所得	種類 給与	期間 平成 20. 1. 5 ~ 20. 12. 10	所得の金額	④ 500,000 円
	支払者	住(居)所 又は所在地 氏名又は名称	④に対する源泉徴収税額	⑤ 500,000

課税所得金額を計算するに当たっては、の金額を給与等の収入金額から控除する。

3 適用関係

適用関係は次のとおりである。

なお、我が国の租税条約において、条約相手国の社会保障制度に対して支払う保険料について所得控除を相互に認める措置を導入したのは日仏改正議定書が初めてである^(注)。

- (1) 2(1)の改正は、居住者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される保険料について適用される(改正法附則56)。
- (2) 2(2)から(4)までの改正は、非居住者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される特定社会保険料について適用される(改正法附則56)。

(注) 日仏改正議定書は、両国において国内法の手続に従って承認された後、両締約国の国内手続が終了したことを他方の締約国に通告し、遅い方の通告が他方の締約国によって受領された月の翌々月の初日に効力が生じる。なお、日仏改正議定書が平成19年中に発効した場合には、我が国においては、次のものに適用される。

源泉徴収される租税に関しては、平成20年1月1日以後に租税を課される額

源泉徴収されない所得に対する租税に関しては、平成20年1月1日以後に開始する各課税年度の所得

その他の租税に関しては、平成20年1月1日以後に開始する各課税年度の租税

4 参考(日仏社会保障協定、日仏租税条約等適用関係)

居住形態 1	就労形態	日仏社会保障協定 (社会保障制度加入国)	日仏租税条約	給与の 支払方法	課税関係			
居住者	日本での就労期間が5年以内、かつ、仏国雇用者との雇用契約継続	6条 仏国制度	条約18条2項 社会保険料控除	国内払 ² 国外払	保険料を社会 保険料控除す る(所法74)。			
	上記以外で日本で就労	9条 仏国制度						
非 居 住 者	PE あり	日本での就労期間が5年超、又は、 仏国雇用者との雇用契約なし	議定書9A 給与免税	国内払 ² 国外払	保険料控除後 の金額を給与 所得の金額と する(所法28、 57の2)。			
		日本での就労期間が5年以内、か つ、仏国雇用者との雇用契約継続				5条 日本制度		
	PE なし	日本での就労期間が5年超、又は、 仏国雇用者との雇用契約なし		6条 仏国制度	国内払 ²	源泉徴収税額 のうち保険料 に対応する金 額を還付する。		
		日本での就労期間が5年以内、か つ、仏国雇用者との雇用契約継続		5条 日本制度				
		日本での就労期間が5年超、又は、 仏国雇用者との雇用契約なし		6条 仏国制度			国外払	保険料を給与 等につき源泉 徴収されない 部分の金額か ら控除する(所 法170、172)。
		日本での就労期間が5年以内、か つ、仏国雇用者との雇用契約継続		5条 日本制度				

1 居住者についてはフランス共和国に恒久的住居がないものとし、相手国居住者等についてはフランス共和国に恒久的住居があるものとする。

2 国内払にはみなし国内払(所法212)を含む。